

自己負担限度額（月額）、入院時の食事代

自己負担割合	所得区分		高額療養費の自己負担限度額		入院時食事代の標準負担額 (1食あたり)	
			外来 (個人単位)	外来＋入院 (世帯単位)		
3割	現役並み所得者 (注1)	住民税課税所得 690万円以上の人	252,600円＋(医療費－842,000円)×1% (注4) 多数回 140,100円		490円	
		住民税課税所得 380万円以上の人	167,400円＋(医療費－558,000円)×1% (注4) 多数回 93,000円			
		住民税課税所得 145万円以上の人	80,100円＋(医療費－267,000円)×1% (注4) 多数回 44,400円			
2割	一般Ⅱ 住民税課税所得が28万円以上 (注2)		6,000円＋(外来医療費総額－30,000円)×0.1または18,000円のいずれか低い額(年間上限144,000円)	57,600円 (注4) 多数回 44,400円		(下記以外の指定難病患者等は280円)
1割	一般Ⅰ (現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人)		18,000円 年間上限144,000円			
	低所得者Ⅱ (世帯全員が住民税非課税の低所得者Ⅰ以外の人)		8,000円	24,600円	90日までの入院	230円
					過去12か月で90日を超える入院(注5)	180円
	低所得者Ⅰ (注3)			15,000円	110円	

（注1） 住民税課税所得が145万円以上の被保険者。ただし、被保険者の収入合計額が以下の場合は申請することにより「一般」の区分となります。

- ・ 一人で383万円未満の人
- ・ 二人以上で520万円未満の人
- ・ 一人で383万円以上でも、世帯内に70歳以上74歳以下の人がいる場合、その人も含め520万円未満の人
- ・ 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその属する世帯の被保険者で、総所得金額等から住民税の基礎控除額を差し引いた額の合計額が210万円以下の人

（注2） 住民税課税所得が28万円以上かつ以下の要件に該当する被保険者

- ・ 同一世帯の被保険者が一人の場合、「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上
- ・ 被保険者が世帯内に複数いる場合、「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が320万円以上

上

（注3） 世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額

を 80 万円として計算) を差し引いたときに 0 円となる人

(注 4) 過去 12 か月以内に 3 回以上、自己負担限度額の上限に達した場合 4 回目から該当となり、上限額が下がります。

(注 5) 限度額適用・標準負担額減額認定証 (低所得者 I 以外) の認定期間中の入院日数が対象